

特定行政庁 建築行政主務課長 様
指定確認検査機関 様

財団法人建築行政情報センター
理事長 松野 仁（公印省略）

改ざん抑止ソフトの利用状況アンケートについて（依頼）

平素より当財団の事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当財団では、本年4月からの建築行政共用データベースシステム（以下、「建索くん」という）の本稼動に伴い、新たな導入促進に向けた取組みを検討しております。

大阪府が8月4日に報道発表した事例として、建築士が住宅の建築確認済証を偽装、建て方後にそれが発覚し、工事がストップする事態が発生しています。

建築確認済証の偽装防止策としては、昨年度に提供しました、改ざん抑止ソフト（以下、「紙の番人」という）の活用も有効な手段と考えられます。

そこで、「紙の番人」を提供した機関を対象に活用状況を調査し、「建索くん」導入に際して改ざん防止対策として提供を行っていきたいと考えています。ご多忙のなか誠に申し訳ございませんが、別紙によるアンケートにご協力をお願いいたします。

記

1. 対象機関：「紙の番人」を提供した特定行政庁及び指定確認検査機関
2. 提供内容：改ざん抑止ソフト（紙の番人）CD-ROM
3. 回答期限：平成22年9月30日（木）まで必着でお願いします。
4. 回答方法：メール又はFAXで返送をお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記にお問合せ願います。

■お問合せ先

窓口： 導入促進課 各担当者
電話： 03-5225-7707
Fax：03- 5225-7731
Mail： dbinfo@icba.or.jp

回答機関： _____ 担当： _____

アンケート用紙

【共通事項】

Q1 確認済証に地紋紙（複写すると文字が浮き出る専用紙）を使用していますか。

☐ 使用している（していた） ☐ 使用していない

Q2 紙の番人を試行的に使用しましたか。

☐ 使用した ☐ 使用していない

Q3 紙の番人は、建築確認済証の改ざん抑止に繋がると思われますか。

☐ 思う
☐ 思わない （その理由： _____）

【利用状況】

Q4 紙の番人を公文書発行時に使用していますか。

☐ 使用している（Q5へ） ☐ 使用していない（Q9へ）

【Q5～Q8：Q4で「使用している」と回答された機関のみ】

Q5 具体的に使用している書類について（複数回答可）

☐ 確認済証 ☐ 台帳記載事項証明書
☐ その他（ _____）

Q6 紙の番人の使い易さについて

☐ 使い易い
☐ 使いにくい （その理由：例 テキストが分かりにくい 等 _____）

Q7 現在紙の番人は、共用データベース利用機関に無償で2枚を限度として提供しております。

ICBAでは今後、枚数制限なく、1枚3,000円程度での有料販売を検討中です。有料販売を開始した場合、貴機関では、追加分を希望されますか。
☐ 希望する （希望本数： _____ 本）
☐ 希望しない （理由： _____）

【Q8：紙の番人使用開始に伴い、地紋紙利用を中止した機関のみ】

Q8 地紋紙を中止した理由

（例：コスト低減に繋がるため _____）

【Q9：Q4で「使用していない」と回答された機関のみ】

Q9 使用しない理由

（例： _____）

【共通事項】

Q10 その他 独自の改ざん防止対策や紙の番人に関する意見、要望等をご記入ください。

■ 意見等（ _____）

お忙しいなか、アンケートにご協力いただきましてありがとうございます。いただいたアンケートを整理し、今後の「建索くん」導入促進策として参考とさせていただきます。

「紙の番人」アンケート集計表（50機関中－38機関 回収率76％）						
調 査 内 容		回答機関	回 答 結 果		備 考	
Q1 確認済に地紋紙を使用	共通事項	38機関	□している 3機関	■していない 35機関	○使用機関：湘南建築センター、新潟市、茅ヶ崎市	
Q2 ソフトの試行的使用		38機関	□使用した 18機関	■使用してない 20機関		
Q3 ソフトの抑止効果		37機関	■ある 32機関	□ない 5機関	・ない理由：効果が期待できない、双方イタチゴッコ、地紋が出なかった 等	
Q4 ソフトによる公文書発行		38機関	□している (Q5へ) 4機関	■いない(Q9へ) 34機関	・公文書発行機関：三重県、滋賀県、弘前市、我孫子市	
Q5 ソフトによる発行書類		4機関			・公文書：確認済証(4)、検査済証(2)、その他(1)	
Q6 ソフトの使い勝手		3機関	■使い易い 3機関	使いにくい 1機関	・□使いにくい理由：透かし文字の設定が操作しにくい	
Q7 ソフトの有料購入		4機関	□希望する 1機関	■希望しない 3機関	・運用方法により1ユーザーで対応可能 □追加希望：島原市	
Q8 ソフト使用→地紋紙中止		0機関				
Q9 ソフトを使用しない理由		32機関			・理由：下記による	
Q10 その他(独自対策、意見等)		4機関			・理由：下記による	

【Q9 ソフトを使用しない理由】

◇使用の可能性(大) : ○「建索くん」に移行後使用予定(5)

○内部及び県下行政庁会議等で検討中(7)

◇利用上の課題(中) : ○地紋が常に(コピー前も)見える、また、鮮明な文書にならない(6)

: ○印刷完了までの時間が長い(1)

○共用DBがICBAの不具合により円滑に利用できないため(1)

◇使用の可能性(小) : ○パソコンのシステム管理上の問題(5)

○地紋紙を使用していない等必要性を感じない(3)

【その他】すべてのPCに対してソフト購入ができない・カラープリンター仕様のためうまく機能しない・コピーしても地紋が出ない(4)

等

【Q10 意見等】

○コストやソフトの操作性について情報がほしい(1) ○ソフトウェアとしては必要であるとする。(1)

○「ほくと」へ「XMLエディター」をダウンロードしたいが、「NET Framework2.0」をインストールできないためダウンロードできない。(1)

アンケート結果の考察

○現時点で地紋紙を使用していない機関が約9割で改ざん抑止導入ツールとしては有効と考えられる。

○確認済証の改ざん事例による改ざん抑止の必要性の周知及び専用紙との比較検討の情報提供。

○Q9 ソフトを使用しない理由を類型化し、整理のうえ目立と対応策について協議しホローを行う。